

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第163号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第216号）

平成24年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）に関する次の事項を記載した文書

- (1) 第2次試験受験者の得点一覧（以下「得点一覧」という。）
- (2) 口述試験の採点基準（以下「採点基準」という。）

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 特定公文書

- ア 得点一覧
最終合格決定資料
- イ 採点基準
個別面接評定票

(2) 公開決定等

一部公開決定

ア 得点一覧

- (ア) 公開しない部分
様式及び総合順位以外の部分

- (イ) 公開しない理由

石川県情報公開条例第7条第2号に該当
個人の権利利益を侵害するおそれがある。

イ 採点基準

- (ア) 公開しない部分

着眼点等の内容・内訳、評定内訳、具体的な評定方法及びその結果

- (イ) 公開しない理由

条例第7条第6号（事務事業情報）に該当

試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 担当課（所）

人事委員会事務局総務課

4 異議申立て等の経緯

- | | | | |
|---------------|--------|---------------|----|
| ア H24. 12. 12 | 公開請求 | エ H25. 1. 18 | 諮問 |
| イ H24. 12. 13 | 一部公開決定 | オ H27. 10. 20 | 答申 |
| ウ H25. 1. 15 | 異議申立て | | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

一部公開とした決定は、妥当である。

(1) 得点一覧

ア 試験種目別得点及びその合計点

(ア) 試験種目別得点及びその合計点に関する先例の答申について

異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用

候補者試験（職務経験者：行政）第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に一部公開決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成26年7月24日付け答申第149号（以下「先例答申1」という。）において、非公開部分の情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第6号該当性について、次のとおり判断した。

a 第2次試験個別得点

第2次試験個別得点は、口述試験の評価点である。

試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、特に、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価をする口述試験においては、その乖離が大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。

そのため、口述試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できない。

このようなことから、第2次試験個別得点の非公開は妥当である。

b 最終（得点合計）

得点合計において、第2次試験個別得点が8割を占めていることから、これを公開すると、比較的容易に第2次試験個別得点が推測される可能性があるため、得点合計は、aと同様に非公開が妥当である。

c 第1次試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、口述試験と同様に、これを公表すると評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。

教養試験の得点欄は、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えると同時に、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないので非公開は妥当である。

d 第1次試験（得点）合計

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えると同時に、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

(イ) 適性検査の結果及び特記事項の記載について

この記載だけで特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、非公開が妥当である。

(ウ) 上記以外の情報について

受験番号、年齢、学歴及び職歴並びに最終決定は、条例第7条第2号で規定する「他の情報と照合

することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報に該当し、非公開が妥当である。

(2) 口述試験の採点基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の口述試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では、平成23年4月8日付け答申第97号（以下「先例答申2」という。）において、非公開部分のうち、評定欄中の着眼点等の内容、具体的な評定方法及びその結果については、これを公開すると、評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、参考意見等を記入する欄中には、評定に関する事項が表記されているので、この部分については非公開が妥当であるが、表題、評定欄の表頭及び評定欄以外に記載されている表記等（ただし、参考意見等を記入する欄中の評定に関する事項を除く。）については、非公開とする理由を認めることはできないと判断した。

先例答申2において公開すべきと判断した部分について、実施機関は、平成23年4月19日付人委第46号により公開している。

なお、異議申立人は、平成21年11月2日に平成21年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の口述試験の採点基準について公開請求を行い、実施機関は、一部公開決定を行ったが、異議申立てを受けて当審査会に諮問し、当審査会においては、上記2件の諮問について併合して審議し、答申した。

(3) 一部公開決定の当否について

ア 得点一覧について

(ア) 試験種目別得点及びその合計点

当審査会において、先例答申1の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同じである。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申1と同一の判断に至った。

(イ) 適性検査の結果及び特記事項の記載について

(1) の (イ) のとおり。

(ウ) 上記以外の情報について

(1) の (ウ) のとおり。

イ 口述試験の採点基準について

当審査会において、先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同じである。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

(別 紙)
答申第163号

答 申 書

平成27年10月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成24年12月12日に、平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）に関する次の事項を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 第2次試験受験者の得点一覧
- (2) 口述試験の採点基準

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、1の(1)については「最終合格決定資料」を、(2)については「個別面接評定票」を特定し、平成24年12月13日に公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

- (1) 様式及び総合順位以外の部分
- (2) 着眼点等の内容・内訳、評定内訳、具体的な評定方法及びその結果

（公開しない理由）

- (1) 条例第7条第2号（個人情報）に該当
個人の権利利益を侵害するおそれがある。
- (2) 条例第7条第6号（事務事業情報）に該当
試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年1月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成25年1月18日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 得点一覧について

ア 異議申立書

公文書の記載事項のうち、氏名は個人情報に該当するとしても、異議申立人は学歴や職歴等を知ったとしても個人を特定することはできないので、本件処分は条例適用に誤りがあり、違法不当である。

イ 意見書

(ア)理由説明書について

非公開とされた情報を公開すると、同じ会場で受験した者など一定の範囲の者は特定の個人を識別できるとしているが、そのような者以外は公開請求できることになり、不公平が生じることになる。

そもそも、理由説明書の非公開理由については、異議申立人が不可能なことばかり列挙し、情報公開請求を妨害している。

試験種目別得点及びその合計点の非公開理由として、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当な個人のプライバシーに関する情報」としているが、特定の個人が識別されない以上、プライバシーに関する情報とは言えない。また、「個々の受験者の知識や能力の程度について論評されたり、評価の低い者が批判されたりするなどのおそれがある」とされているが、その評価は試験時の評価であって、その後の努力によって評価は変わるもので、これを公開しても、個人の権利利益を害するおそれはない。

(イ)補充理由説明書について

受験予備校等の受験者への個別指導は現在も行われていることであり、情報が公開されたからといって、受験者に新たに合否決定に係る先入観を与えることにはならない。むしろ、情報を公開した方が、採用試験制度への信頼が向上するもので、公開しないのであれば、不信感が募ることになる。

国家公務員の採用試験では試験委員が公表されており、口述試験等の得点が公開されると、採点者の心理的負担が増加するようであれば、外部の試験委員を任命すればよいことである。また、専門的な見解が問題視されることで心理的負担が増大するようなら、採点者になるべきではない。

(2) 口述試験の採点基準について

ア 異議申立書

試験に係る事務に関する情報であっても、公にすることによって、事務の遂行に著しい支障を及ぼすことはなく、むしろ、試験の公正性、公平性、透明性等が担保され、試験に対する受験生の信頼性を高め、優秀な人材を採用することができる。

イ 意見書

着眼点等が明らかになると、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ると述べているが、受験対策をしない受験者は存在しない。

また、画一的な受験者の増大を過度に助長し、正確な能力実証が困難となるとしているが、受験者はそれぞれ違った職務経験を経てきたことから、画一的とはなり得な

い。評定票に基づいて能力等が判断される以上、合格者はある程度画一的になる。さらに、能力の実証が困難となるかどうかは、試験官の能力等による。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

(1) 得点一覧について

本件公開請求に対応する文書は、第2次試験の合格者を決定する目的で作成した公文書で、第1次試験の得点（教養試験と論文試験の得点の合計点）と第2次試験の得点（口述試験の得点）の合計点に基づき、得点順に並べた「最終合格決定資料」であり、これには、最終順位、受験番号、氏名、年齢、学歴、職歴及び第1次試験の教養試験の得点・論文試験の得点・合計点、第2次試験（口述試験）の得点、最終合計得点（以下「試験種目別得点及びその合計点」という。）並びに適性検査の結果、最終決定及び特記事項を記載している。

(2) 口述試験の採点基準について

本件公開請求に対応する公文書は、平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における口述試験の個別面接評定票である。

この評定票には評定項目の内容等が記載されており、さらに評定結果を記載する様式となっているため、この評定票自体が採点基準である。

2 非公開情報の該当性について

(1) 得点一覧について

ア 理由説明書

実施機関は、本件公開請求に対して、本件公文書の様式及び最終順位の部分を公開し、その余の部分については、条例第7条第2号本文に該当すると判断して、一部公開決定を行った。

本件異議申立ては、非公開とした部分のうち、氏名以外の公開を求めてなされたものである。

(ア) 試験種目別得点及びその合計点

条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報であつて、…特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報は非公開としなければならないとしている。

条例第8条第2項では、条例第7条第2号の「情報が記録されている場合において、当該情報のうち、…特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は公開しなければならない」と規定されている。

本件公文書について、受験番号や氏名等を除いた場合、特定の個人を識別できなくなるが、当該情報は、個人の知識や能力に関する評価情報で、一般に他人に知

られたくないと望むことが正当な、プライバシーに関する情報であり、個々の受験者の得点が公にされると、個人情報保護条例の規定に基づき低い評価の得点の開示を受けた受験者が、情報公開に伴う論評や批判等が自らに向けられていることを知ることになり、当該情報から特定の個人が識別されないとしても、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

そもそも、条例第3条では、「公開の原則」の立場をとる情報公開制度においても、個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する観点から、「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない」と規定されている。

実施機関は、このような条例の趣旨に基づき、本件情報を条例第7条第2号本文に該当すると判断し、非公開とした。

(イ) 適性検査の結果

当該情報は、個人の知識や能力に関する評価情報であり、(ア)と同様に条例第7条第2号本文に該当すると判断し、非公開とした。

(ウ) 上記以外の情報

条例第7条第2号では、氏名等のように直接的に特定の個人を識別することができる情報のほか、「他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報」は非公開とすることとされており、本件情報は、受験者の近親者や同じ試験会場で受験した受験者であれば、特定の個人を識別することができるので、非公開とした。

イ 補充理由説明書

本件情報は、次の理由により、これを「公にすることより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があり、条例第7条第6号に該当する。

(ア) 公務員試験の受験指導を行う各種学校等が、本件情報を入手して、独自の合否分析を行うことにより、受験者に合否決定に係る先入観を与えることが予想され、今後の採用試験の適正な実施が困難となることが想定される。

(イ) 本件情報がインターネット上に掲載されることなどによって、受験者、特に不合格者においては、通常公になることがないとする私的事項が、本人の意思に反して公になることから、不信感を抱き、実施機関が行う採用試験制度の信頼を失墜させることになる。

(ウ) 職務経験者に係る採用候補者試験は、教養試験、論文試験及び口述試験を実施しており、論文試験の採点は、人事委員や県職員複数が採点者となり、統一の採点基準に従っているが、論文試験の得点を公開すれば、不平・不満を抱いた受験者が、採点者の専門的見解自体を問題視するおそれがある。

これによって採点者の心理的負担が増加し、今後の採用試験において適切な採点を行うことが困難となることが想定される。

(2) 口述試験の採点基準について

本件公文書に記載されている着眼点等の内容・内訳、評定内訳、具体的な評定方法及びその結果は、評価の観点及び視点並びに評定方法等に係る情報であり、これが明らかとなれば、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ることや、他者との相違が不明確になり、画一的な受験者の増大を過度に助長させることになり、結果として受験

者の能力、適性及び資質等の正確な能力実証が困難となり、さらには試験を実施する意義が失われるおそれがある。

したがって、本件処分で非公開とした部分は、条例第7条第6号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成24年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）における第2次試験受験者の得点一覧及び口述試験において使用された評定票である。

3 非公開情報の該当性について

(1) 得点一覧について

ア 試験種目別得点及びその合計点

(ア) 試験種目別得点及びその合計点に関する先例の答申について

異議申立人は、平成23年1月29日に、平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に一部公開決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成26年7月24日付け答申第149号（以下「先例答申1」という。）において、条例第7条第6号該当性について、次のとおり判断した。

a 第2次試験個別得点

第2次試験個別得点は、口述試験の評価点である。

試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、特に、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価をする口述試験においては、その乖離が大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。

そのため、口述試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できない。

このようなことから、第2次試験個別得点の非公開は妥当である。

b 最終（得点合計）

得点合計において、第2次試験個別得点が8割を占めていることから、これを公

開すると、比較的容易に第2次試験個別得点が推測される可能性があるので、得点合計は、aと同様に非公開が妥当である。

c 第1次試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、口述試験と同様に、これを公表すると評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。

教養試験の得点欄は、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないので非公開は妥当である。

d 第1次試験得点合計（合計点）

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

(イ) 適性検査の結果及び特記事項の記載について

この記載だけで特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるので、条例第7条第2号に該当し、非公開が妥当である。

(ウ) 上記以外の情報について

受験番号、年齢、学歴及び職歴並びに最終決定は、条例第7条第2号に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報に該当し、非公開が妥当である。

(2) 口述試験の採点基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の口述試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では、平成23年4月8日付け答申第97号（以下「先例答申2」という。）において、非公開部分のうち、評定欄中の着眼点等の内容、具体的な評定方法及びその結果については、これを公開すると、評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、参考意見等を記入する欄中には、評定に関する事項が表記されているので、この部分については非公開

が妥当であるが、表題、評定欄の表頭及び評定欄以外に記載されている表記等（ただし、参考意見等を記入する欄中の評定に関する事項を除く。）については、非公開とする理由を認めることはできないと判断した。

先例答申2において公開すべきと判断した部分について、実施機関は、平成23年4月19日付人委第46号により公開している。

なお、異議申立人は、平成21年1月2日に平成21年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の口述試験の採点基準について公開請求を行い、実施機関は、一部公開決定を行ったが、異議申立てを受けて当審査会に諮問し、当審査会においては、上記2件の諮問について併合して審議し、答申した。

(3) 一部公開決定の当否について

ア 得点一覧について

(ア) 試験種目別得点及びその合計点

当審査会において、先例答申1の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同じである。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申1と同一の判断に至った。

(イ) 適性検査の結果及び特記事項の記載について

(1) の (イ) のとおり。

(ウ) 上記以外の情報について

(1) の (ウ) のとおり。

イ 口述試験の採点基準について

当審査会において、先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同じである。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申2と同一の判断に至った。

以上のようなことから、本件公開請求に係る公文書について一部公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 1 月 18 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 6 号)
平成 25 年 3 月 28 日	○実施機関 (人事委員会事務局総務課) から理由説明書を受理した。
平成 25 年 6 月 18 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 27 年 2 月 26 日 (第 260 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 4 月 23 日 (第 262 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 9 月 10 日 (第 266 回審査会)	○事案の審議を行った。